

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月16日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	G S 外国株式インデックス・プラス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

GS外国株式インデックス・プラス
（以下「本ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円^{*}を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}です（1万口当たり）。

（なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「外株プラ」）。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

（５）【申込手数料】

3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込時手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(7) 【申込期間】

2015年6月17日から2016年6月16日まで

(注) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、GS外国株計量運用ポートフォリオ マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を除く) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージン グ	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファン ズ	あり なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショ ート型 ^① 絶対収益 追求型 その他 ()

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産（投資信託証券（株式））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル（日本を除く）・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を除く）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2.ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

1. ベンチマーク^{*}であるMSCIコクサイ・インデックス（配当なし/円換算ベース）との連動性を維持しながら、ベンチマークを上回る収益を安定的に獲得することを目指します。
2. 多角的な視点からの国別（株式市場・通貨）配分および銘柄評価により、様々な市場局面でも安定した付加価値の獲得を追求します。
3. 原則として為替ヘッジは行いません。

* ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用を、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。）に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、日本を除く世界株式の運用を行います。

本書において、国には地域を含みます。

<ファンドの投資対象>

日本を除く先進国の株式から構成されるMSCIコクサイ・インデックス（配当なし/円換算ベース）との連動性を維持しながら、ベンチマークを上回る収益を安定的に獲得することを目指します。

MSCIコクサイ・インデックスとは
モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社が作成・発表している先進国・地域（除く日本）の株式で構成された指数です。

<インデックスのポイント>

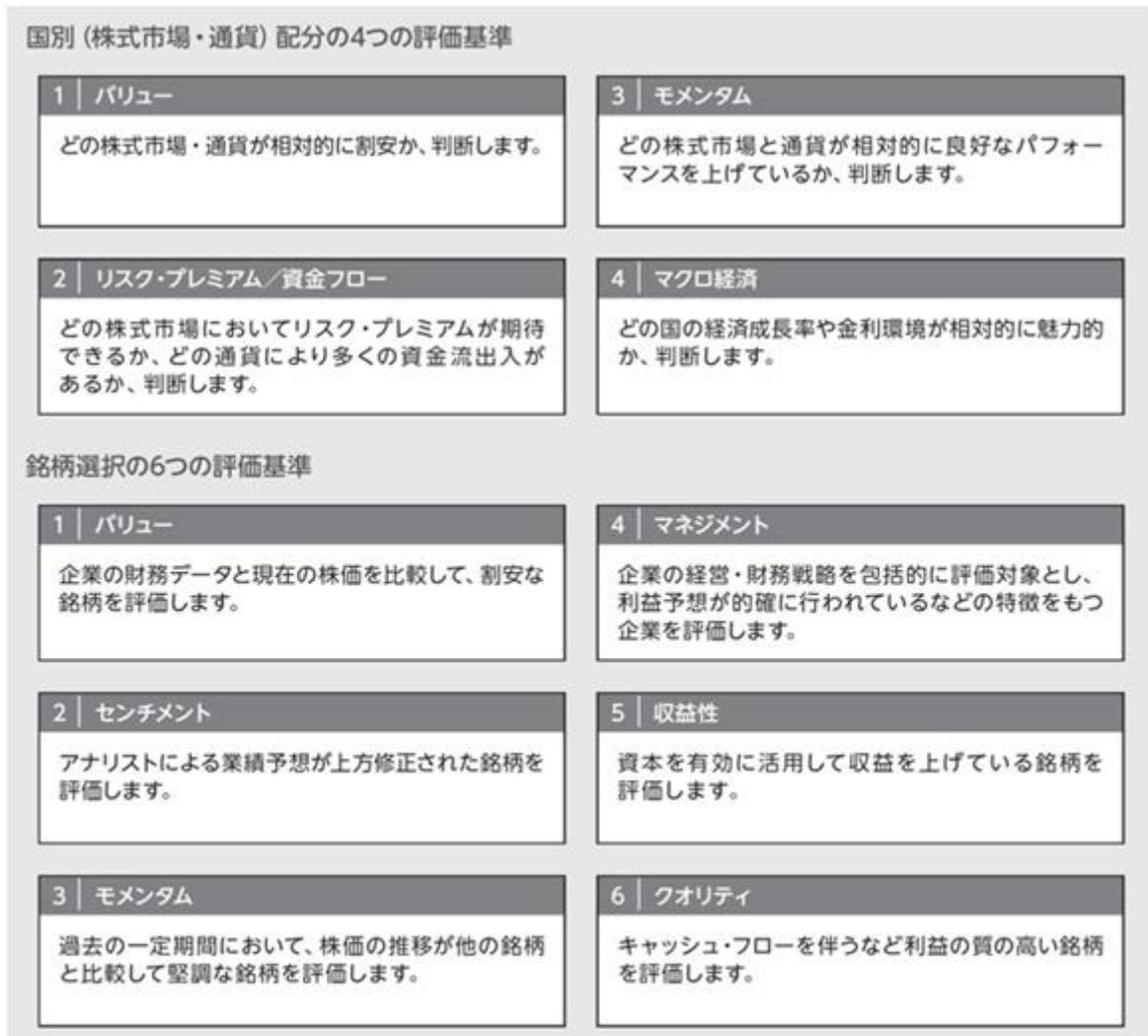
外国株式市場全体の動きを把握	構成銘柄数：約1,300銘柄 構成国：先進22カ国・地域
世界を代表する企業を中心に構成	算出基準：時価総額（株価×上場株式数 ^{*1} ）
世界の経済動向を反映	時価総額：約3,618兆円

2015年3月末現在

*1 浮動株が調整されています。浮動株とは、一部の株主に固定的に保有されていない、通常株式市場に流通する可能性がある株式を指します。

<ファンドの運用手法>

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な評価基準に基づいて国別（株式市場・通貨）配分、銘柄選択を行います。



本ファンドは上記の評価基準によって、国別（株式市場・通貨）配分、個別銘柄選択を行います。多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定した付加価値の獲得を追求します。

6つの評価基準についての各記述部分は、それぞれの評価基準に含まれる評価対象項目の例を示しています。

上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証はありません。

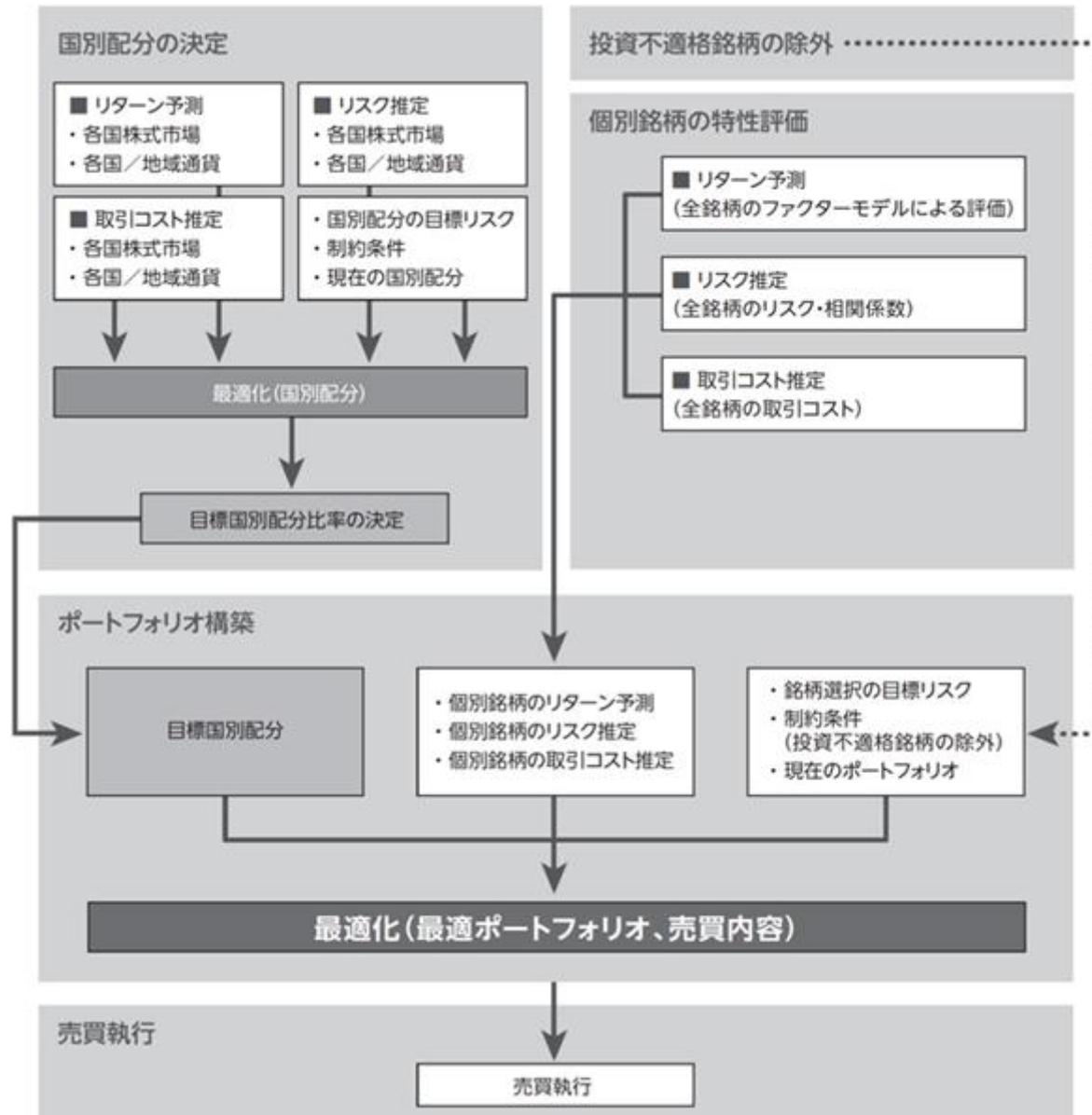
委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

<ファンドの運用プロセス>

投資対象企業のファンダメンタルズと市場参加者の行動バイアスに着目した計量モデルを採用しています。

計量モデルを用いることで、先進各国の3,000銘柄以上の銘柄を、複数の評価基準を用いて分析し、これらを基に最も魅力的と思われるポートフォリオを構築します。

ベンチマークであるMSCIコクサイ・インデックス（配当なし/円換算ベース）を上回る収益を追求します。



上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証はありません。

（２）【ファンドの沿革】

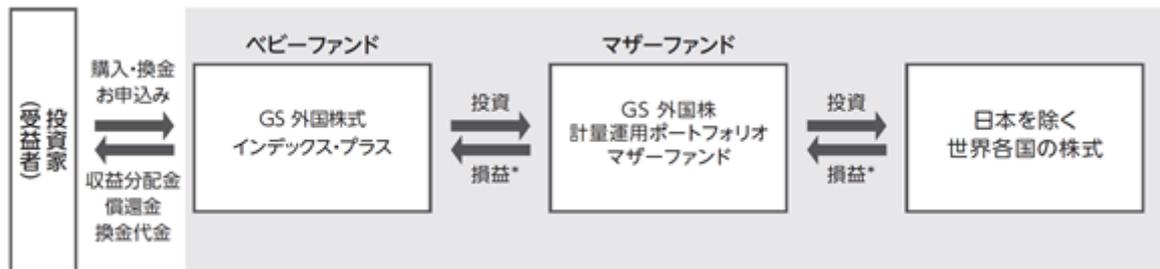
本ファンドの信託設定日は2006年2月28日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2005年7月1日であり、同日より運用を開始しました。

（３）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

２．ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といえます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は世界株式（除く日本）および為替の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b．投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より世界株式（除く日本）および為替の運用の指図に関する権限の委託を受けています。

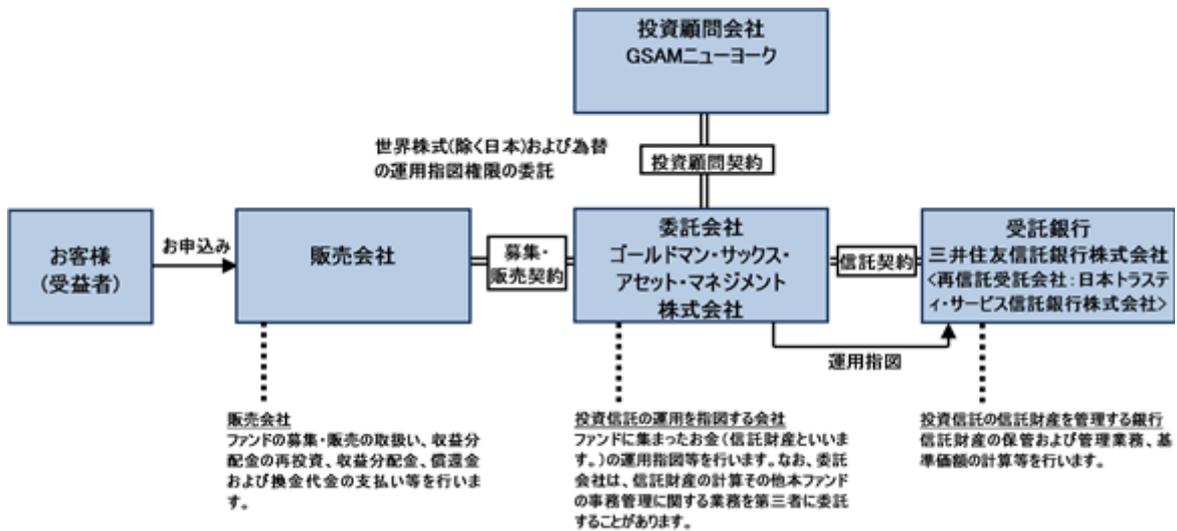
c．受託会社（三井住友信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

d．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2014年12月末現在、グループ全体で1兆239億米ドル（約123.4兆円^{*}）の資産を運用しています。

^{*}米ドルの円貨換算は便宜上、2014年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.55円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 ウェスト・ストリート200番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 ウェスト・ストリート200番地	64	1

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、マザーファンドの組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。なお、有価証券等に直接投資する場合があります。
- ・ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ・ M S C I コクサイ・インデックス(配当なし/円換算ベース)をベンチマークとします。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- ・ 主として、日本を除く世界各国の株式に投資し、株式の組入れ比率を高位に保ちながら、長期的に外国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ M S C I コクサイ・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (G S A M ニューヨーク)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	世界株式(除く日本) および為替の運用の 指図(デリバティブ 取引等にかかる運用 を含みます。)	別に定める取り決めに基 づく金額が委託会社から原則 として毎月支払われるもの とし、信託財産からの直接 的な支弁は行いません。

(2)【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類(信託約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第31条、第32条および第33条に定めるものに限りません。)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券(信託約款第21条第1項)

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたGSAMニューヨークを含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)

23. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券または証書の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第21条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすること。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産において有さない有価証券または借入れた有価証券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
4. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。）、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

受託銀行は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託銀行および受託銀行の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。)、信託約款に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託銀行における他の信託財産との間で、上記(a)および(b)に定める資産への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。かかる取扱いは、本(d)その他信託約款に規定される場合における委託会社の指図による取引についても同様とします。

(注)本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

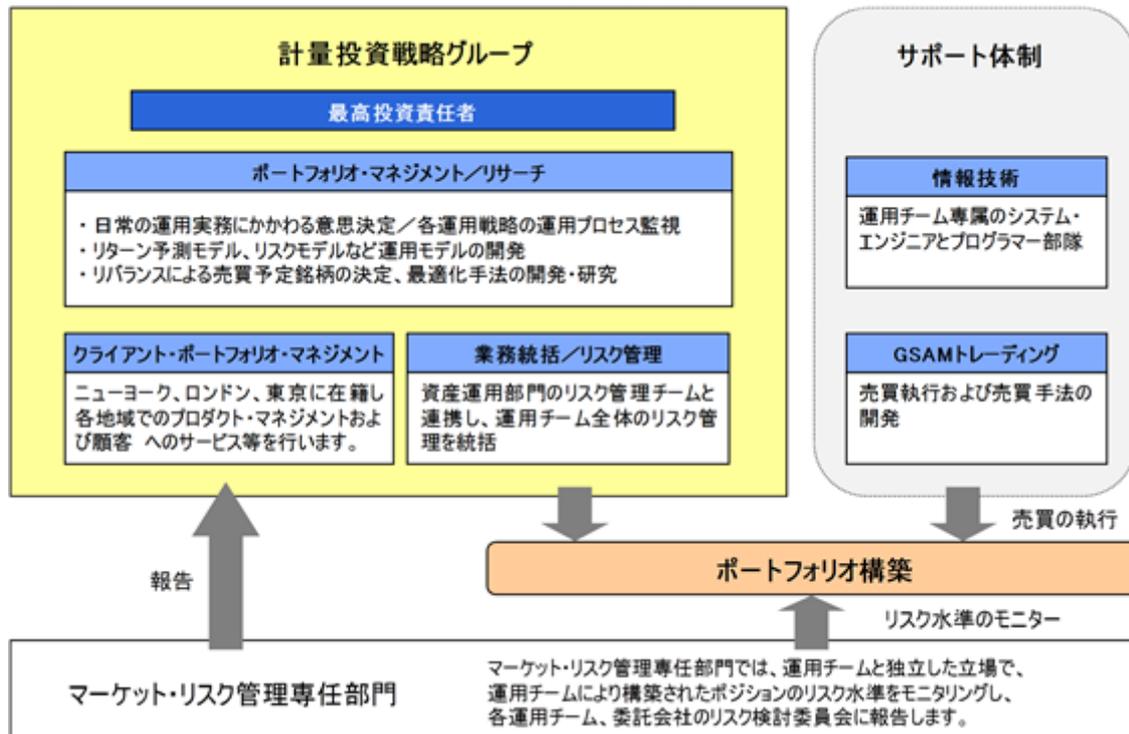
本書において、「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当します。

また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（４）【分配方針】

年２回決算を行い、毎計算期末（毎年３月16日および９月16日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利息・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（１万口＝１万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

一般コースの場合、分配金は、原則として計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて支払いが開始されます。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。なお、確定拠出年金にかかる運用の場合には、適用される税制にしたがい再投資が行われます。

自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

（a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

（b）信託約款上のその他の投資制限

１．信用取引の指図および範囲（信託約款第28条）

信用取引の指図は、売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

２．有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第29条）

信託財産において有さない有価証券または借入れた有価証券を売り付けることの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款第30条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

4. 先物取引等の運用指図（信託約款第31条）

以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。））
- ・わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引および先物オプション取引
- ・わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

5. スワップ取引の運用指図（信託約款第32条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第33条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第35条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第36条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

9. 外国為替予約の運用指図（信託約款第37条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

10. 資金の借入れ（信託約款第44条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、外国株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入る有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2．為替リスク

本ファンドは外国株式を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

3．株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれています。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

4．アクティブ運用に関するリスク

本ファンドは、ベンチマークに対する運動性を追求するいわゆるインデックス・ファンドではなく、ベンチマークであるMSCIコクサイ・インデックス（配当なし/円換算ベース）との運動性を維持しながらも、付加価値の追求を目指してアクティブ運用を行うため、本ファンドの実際の運用成果は、ベンチマークを下回ることがあります。

5．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

6．カントリー・リスク

本ファンドは外国株式への投資を行います。外国株式への投資には、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。

7．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のペーパーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当なし/円換算ベース）をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般にファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(g) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(h) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

< 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について >

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受けられる可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(i) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(j) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

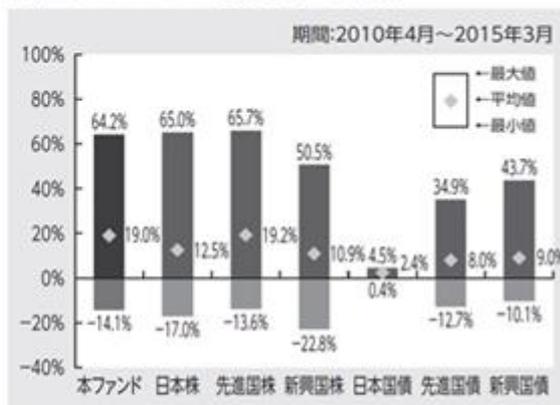
(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、本ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(a) 3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込時手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.4688%（税抜1.36%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.702% (税抜0.65%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.702% (税抜0.65%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.0648% (税抜0.06%)

なお、委託会社の報酬には、G S A Mニューヨークへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

(b) 外貨建資産の保管費用

(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息

(d) 信託財産に関する租税

(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計算し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入る有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

また、確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<2016年1月1日以降>

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで（2016年4月1日より）

<個別元本について>

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「収益分配金の課税について」をご覧ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限りです。)、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能です。

<2016年1月1日以降>

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限りです。)、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限りです。)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%(所得税15.315%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。

< 2016年1月1日以降 >

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2015年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	161,296,331	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		100,165	0.06
合計(純資産総額)		161,196,166	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<GS外国株計量運用ポートフォリオ マザーファンド>

(2015年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	12,590,523,594	56.74
	カナダ	554,845,058	2.50
	ドイツ	1,291,904,220	5.82
	イタリア	29,104,819	0.13
	フランス	514,161,508	2.32
	オーストラリア	207,364,931	0.93
	イギリス	1,523,120,452	6.86
	スイス	908,390,941	4.09
	バミューダ	150,154,756	0.68
	香港	392,164,725	1.77
	シンガポール	161,604,296	0.73
	オランダ	678,419,858	3.06
	スペイン	73,017,569	0.33
	スウェーデン	469,108,839	2.11
	ノルウェー	394,524,821	1.78
	オーストリア	4,646,521	0.02
	フィンランド	288,810,151	1.30
	デンマーク	340,747,923	1.54
	アイルランド	23,078,682	0.10
	リベリア	82,966,870	0.37
パナマ	186,159,476	0.84	
ジャージー	32,196,424	0.15	
フェロー諸島	6,566,309	0.03	
小計		20,903,582,743	94.20
投資証券	アメリカ	488,146,945	2.20
	フランス	27,423,137	0.12
	イギリス	62,014,403	0.28
	シンガポール	11,594,310	0.05
	オランダ	90,755,265	0.41
小計		679,934,060	3.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		607,372,655	2.74
合計(純資産総額)		22,190,889,458	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2015年3月31日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	G S外国株計量運用ポート フォリオ マザーファンド	71,363,743	2.2287	159,048,382	2.2602	161,296,331	100.06

種類別及び業種別投資比率

(2015年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

< G S 外国株計量運用ポートフォリオ マザーファンド >

(2015年3月31日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェアおよび 機器	37,522	14,857.77	557,493,526	15,185.88	569,804,698	2.57
2	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	31,395	11,922.06	374,293,253	12,203.26	383,121,458	1.73
3	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	118,520	3,009.05	356,633,412	3,018.67	357,772,816	1.61
4	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	63,066	4,972.63	313,604,173	4,922.16	310,421,144	1.40
5	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	42,351	6,753.55	286,019,766	7,010.71	296,910,910	1.34
6	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・ サービス	56,061	5,092.80	285,507,719	5,220.18	292,648,780	1.32
7	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソ ナル用品	27,215	9,833.51	267,619,004	9,940.46	270,529,684	1.22
8	アメリカ	株式	CVS HEALTH CORP	食品・生活必需品 小売り	21,434	12,408.75	265,969,238	12,477.25	267,437,400	1.21
9	アメリカ	株式	3M CO	資本財	12,738	19,556.46	249,110,262	19,954.22	254,176,963	1.15
10	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	23,972	10,078.65	241,605,587	10,290.15	246,675,646	1.11
11	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバ コ	37,320	6,488.87	242,164,658	6,400.72	238,875,100	1.08
12	アメリカ	株式	LOWE'S COS INC	小売	26,226	8,911.80	233,721,056	8,988.71	235,738,066	1.06
13	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	17,846	11,970.13	213,619,006	12,099.91	215,935,124	0.97
14	アメリカ	株式	TRAVELERS COS INC/THE	保険	16,144	12,824.54	207,039,413	13,175.43	212,704,284	0.96
15	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバ コ	18,139	11,335.36	205,612,245	11,598.80	210,390,786	0.95
16	アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	食品・生活必需品 小売り	20,684	9,841.92	203,570,335	9,917.63	205,136,261	0.92
17	アメリカ	株式	BIOGEN INC	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	3,811	49,672.26	189,301,019	51,867.77	197,668,092	0.89
18	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	27,022	6,969.86	188,339,557	6,998.70	189,118,893	0.85
19	アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD CO	テクノロジー・ ハードウェアおよび 機器	49,427	3,897.11	192,622,610	3,793.76	187,514,517	0.85
20	パナマ	株式	CARNIVAL CORP	消費者サービス	32,463	5,447.30	176,835,898	5,734.51	186,159,476	0.84
21	デンマ ーク	株式	NOVO NORDISK A/S- B	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	28,211	5,891.23	166,197,545	6,571.39	185,385,539	0.84
22	アメリカ	株式	CELGENE CORP	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	12,814	14,147.61	181,287,527	14,422.80	184,813,803	0.83
23	アメリカ	株式	SOUTHWEST AIRLINES CO	運輸	33,684	5,348.76	180,167,858	5,357.17	180,451,204	0.81
24	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバ コ	29,655	6,037.16	179,031,996	6,072.19	180,070,797	0.81
25	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	42,357	4,085.77	173,061,383	4,205.94	178,151,424	0.80
26	ドイツ	株式	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	自動車・自動車部 品	11,526	15,631.88	180,173,095	15,377.76	177,244,062	0.80
27	ドイツ	株式	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	保険	6,606	25,334.20	167,357,778	26,370.25	174,201,885	0.79
28	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC-SP ADR	電気通信サービス	43,220	3,889.90	168,121,604	3,992.04	172,536,289	0.78
29	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	164,760	999.50	164,678,758	1,038.68	171,133,297	0.77
30	アメリカ	株式	WESTERN DIGITAL CORP	テクノロジー・ ハードウェアおよび 機器	14,999	11,679.32	175,178,155	11,167.39	167,499,804	0.75

種類別及び業種別投資比率

(2015年3月31日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	4.83
		素材	5.54
		資本財	7.87
		商業・専門サービス	0.50
		運輸	3.17
		自動車・自動車部品	1.51
		耐久消費財・アパレル	1.61
		消費者サービス	1.57
		メディア	3.16
		小売	3.46
		食品・生活必需品小売り	4.55
		食品・飲料・タバコ	3.96
		家庭用品・パーソナル用品	2.79
		ヘルスケア機器・サービス	4.14
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.42
		銀行	4.62
		各種金融	4.05
		保険	6.33
		不動産	0.61
		ソフトウェア・サービス	5.47
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.88		
電気通信サービス	2.81		
公益事業	1.84		
半導体・半導体製造装置	1.52		
投資証券	外国	-	3.06
合計			97.26

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

(2015年3月31日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<GS 外国株計量運用ポートフォリオ マザーファンド>

(2015年3月31日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2015年3月31日現在)

該当事項はありません。

参考情報

< G S 外国株計量運用ポートフォリオ マザーファンド >

有価証券先物取引等

(2015年3月31日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	15	米ドル	1,549,778.9	186,236,931	1,556,700	187,068,639	0.84
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSE 60	買建	1	カナダドル	173,352	16,430,303	172,840	16,381,775	0.07
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX50	買建	18	ユーロ	645,836.1	84,165,361	658,800	85,854,816	0.39
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200	買建	1	オーストラリアドル	146,278.5	13,466,399	146,275	13,466,076	0.06
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100	買建	3	英ポンド	205,959.05	36,675,128	205,245	36,547,977	0.16

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2015年3月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末 (2006年9月19日)	41	41	1.0762	1.0762
第2計算期間末 (2007年3月16日)	51	51	1.1518	1.1518
第3計算期間末 (2007年9月18日)	66	66	1.1943	1.1943
第4計算期間末 (2008年3月17日)	61	61	0.9033	0.9033
第5計算期間末 (2008年9月16日)	67	67	0.8441	0.8441
第6計算期間末 (2009年3月16日)	33	33	0.4961	0.4961
第7計算期間末 (2009年9月16日)	57	57	0.6740	0.6740
第8計算期間末 (2010年3月16日)	63	63	0.7112	0.7112
第9計算期間末 (2010年9月16日)	62	62	0.6635	0.6635
第10計算期間末 (2011年3月16日)	69	69	0.7040	0.7040
第11計算期間末 (2011年9月16日)	60	60	0.5959	0.5959
第12計算期間末 (2012年3月16日)	75	75	0.7504	0.7504
第13計算期間末 (2012年9月18日)	73	73	0.7262	0.7262
第14計算期間末 (2013年3月18日)	91	91	0.9457	0.9457
第15計算期間末 (2013年9月17日)	99	99	1.0924	1.0924
第16計算期間末 (2014年3月17日)	119	119	1.2426	1.2426
第17計算期間末 (2014年9月16日)	133	133	1.4017	1.4017
第18計算期間末 (2015年3月16日)	159	159	1.6029	1.6029
2014年3月末日	119	-	1.2742	-
4月末日	129	-	1.2881	-
5月末日	138	-	1.3083	-
6月末日	132	-	1.3282	-
7月末日	127	-	1.3460	-
8月末日	131	-	1.3702	-
9月末日	136	-	1.4122	-
10月末日	133	-	1.4093	-
11月末日	148	-	1.5839	-
12月末日	155	-	1.6116	-
2015年1月末日	155	-	1.5530	-
2月末日	163	-	1.6245	-
3月末日	161	-	1.6246	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2006年2月28日～2006年9月19日	0.0000
第2計算期間	2006年9月20日～2007年3月16日	0.0000
第3計算期間	2007年3月17日～2007年9月18日	0.0000
第4計算期間	2007年9月19日～2008年3月17日	0.0000
第5計算期間	2008年3月18日～2008年9月16日	0.0000
第6計算期間	2008年9月17日～2009年3月16日	0.0000
第7計算期間	2009年3月17日～2009年9月16日	0.0000
第8計算期間	2009年9月17日～2010年3月16日	0.0000
第9計算期間	2010年3月17日～2010年9月16日	0.0000
第10計算期間	2010年9月17日～2011年3月16日	0.0000
第11計算期間	2011年3月17日～2011年9月16日	0.0000
第12計算期間	2011年9月17日～2012年3月16日	0.0000
第13計算期間	2012年3月17日～2012年9月18日	0.0000
第14計算期間	2012年9月19日～2013年3月18日	0.0000
第15計算期間	2013年3月19日～2013年9月17日	0.0000
第16計算期間	2013年9月18日～2014年3月17日	0.0000
第17計算期間	2014年3月18日～2014年9月16日	0.0000
第18計算期間	2014年9月17日～2015年3月16日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1計算期間	2006年2月28日～2006年9月19日	7.6
第2計算期間	2006年9月20日～2007年3月16日	7.0
第3計算期間	2007年3月17日～2007年9月18日	3.7
第4計算期間	2007年9月19日～2008年3月17日	24.4
第5計算期間	2008年3月18日～2008年9月16日	6.6
第6計算期間	2008年9月17日～2009年3月16日	41.2
第7計算期間	2009年3月17日～2009年9月16日	35.9
第8計算期間	2009年9月17日～2010年3月16日	5.5
第9計算期間	2010年3月17日～2010年9月16日	6.7
第10計算期間	2010年9月17日～2011年3月16日	6.1
第11計算期間	2011年3月17日～2011年9月16日	15.4
第12計算期間	2011年9月17日～2012年3月16日	25.9
第13計算期間	2012年3月17日～2012年9月18日	3.2
第14計算期間	2012年9月19日～2013年3月18日	30.2
第15計算期間	2013年3月19日～2013年9月17日	15.5
第16計算期間	2013年9月18日～2014年3月17日	13.7
第17計算期間	2014年3月18日～2014年9月16日	12.8
第18計算期間	2014年9月17日～2015年3月16日	14.4

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2006年2月28日～2006年9月19日	38,672,324	-	38,672,324
第2計算期間	2006年9月20日～2007年3月16日	6,460,440	132,966	44,999,798
第3計算期間	2007年3月17日～2007年9月18日	12,117,575	1,069,331	56,048,042
第4計算期間	2007年9月19日～2008年3月17日	15,488,825	3,655,514	67,881,353
第5計算期間	2008年3月18日～2008年9月16日	19,119,514	6,563,378	80,437,489
第6計算期間	2008年9月17日～2009年3月16日	23,817,129	36,538,732	67,715,886
第7計算期間	2009年3月17日～2009年9月16日	36,348,046	19,433,566	84,630,366
第8計算期間	2009年9月17日～2010年3月16日	15,123,959	11,139,135	88,615,190
第9計算期間	2010年3月17日～2010年9月16日	15,335,279	9,362,697	94,587,772
第10計算期間	2010年9月17日～2011年3月16日	14,059,123	9,331,663	99,315,232
第11計算期間	2011年3月17日～2011年9月16日	12,324,431	10,365,526	101,274,137
第12計算期間	2011年9月17日～2012年3月16日	10,176,145	10,317,627	101,132,655
第13計算期間	2012年3月17日～2012年9月18日	11,263,497	11,513,448	100,882,704
第14計算期間	2012年9月19日～2013年3月18日	9,026,252	12,838,392	97,070,564
第15計算期間	2013年3月19日～2013年9月17日	6,222,465	12,234,958	91,058,071
第16計算期間	2013年9月18日～2014年3月17日	31,055,163	25,906,456	96,206,778
第17計算期間	2014年3月18日～2014年9月16日	28,862,032	29,563,129	95,505,681
第18計算期間	2014年9月17日～2015年3月16日	16,681,440	12,633,911	99,553,210

(注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考) 運用実績

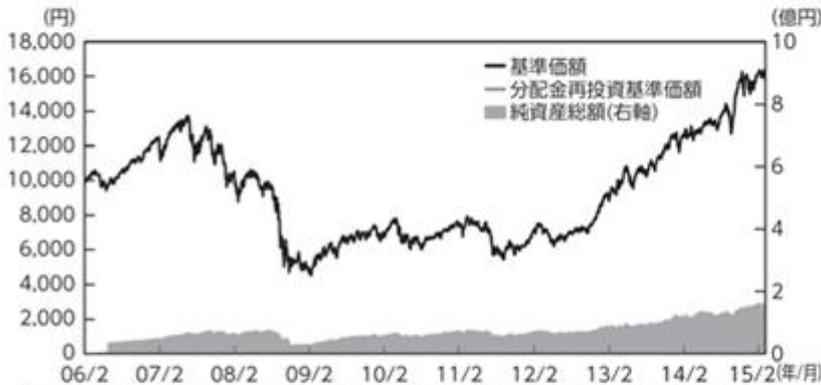
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2015年3月31日現在

基準価額・純資産の推移

2006年2月28日(設定日)～2015年3月31日



基準価額・純資産総額

基準価額	16,246円
純資産総額	1.6億円

期間別騰落率

(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	0.01%
3ヵ月	0.81%
6ヵ月	15.04%
1年	27.50%
3年	121.09%
5年	118.51%
設定来	62.46%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	13/3/18	13/9/17	14/3/17	14/9/16	15/3/16	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

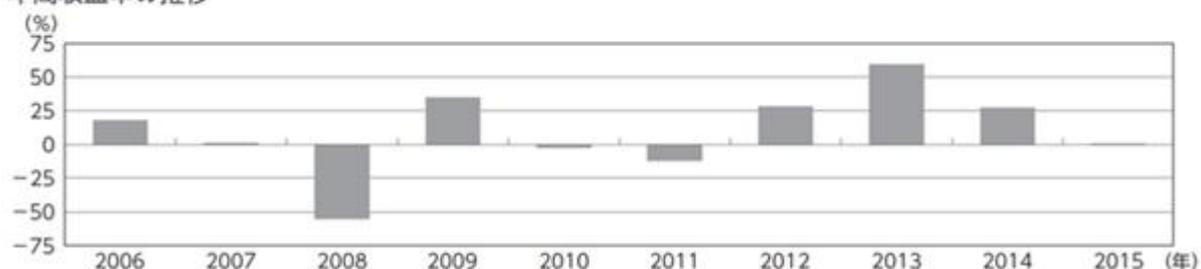
●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘柄名	投資国	セクター	比率
1	アップル	アメリカ	情報技術	2.6%
2	ジョンソン・エンド・ジョンソン	アメリカ	ヘルスケア	1.7%
3	ゼネラル・エレクトリック	アメリカ	資本財・サービス	1.6%
4	マイクロソフト	アメリカ	情報技術	1.4%
5	メルク	アメリカ	ヘルスケア	1.3%
6	オラクル	アメリカ	情報技術	1.3%
7	プロクター・アンド・ギャンブル	アメリカ	生活必需品	1.2%
8	CVSヘルス	アメリカ	生活必需品	1.2%
9	3M	アメリカ	資本財・サービス	1.1%
10	エクソンモービル	アメリカ	エネルギー	1.1%

年間収益率の推移



●本ファンドの基準価額(税引前分配金再投資)の年間の騰落率を表示しています。

●2006年は設定日(2月28日)から年末までの騰落率、2015年は1月から3月末までの騰落率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。どちらかのコースをお選びください（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によって名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、確定拠出年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: 「外株プラ」）。

(4) お買付単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) 受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取り額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。
詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「外株プラ」）。

- (5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「外株ブラ」）。年2回（3月および9月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2006年2月28日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年3月17日から9月16日までおよび9月17日から翌年3月16日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2006年2月28日から2006年9月19日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託銀行の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

d. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間（2014年9月17日から2015年3月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【GS外国株式インデックス・プラス】

(1)【貸借対照表】

金額（円）

	第17期 (2014年9月16日現在)	第18期 (2015年3月16日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	134,853,331	160,679,563
未収入金	-	4,461,932
流動資産合計	134,853,331	165,141,495
資産合計	134,853,331	165,141,495
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	4,461,932
未払受託者報酬	42,022	47,386
未払委託者報酬	910,395	1,026,631
その他未払費用	32,357	36,423
流動負債合計	984,774	5,572,372
負債合計	984,774	5,572,372
純資産の部		
元本等		
元本	95,505,681	99,553,210
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	38,362,876	60,015,913
（分配準備積立金）	38,772,371	52,121,348
元本等合計	133,868,557	159,569,123
純資産合計	133,868,557	159,569,123
負債純資産合計	134,853,331	165,141,495

(2)【損益及び剰余金計算書】

金額(円)

	第17期		第18期	
	自	2014年3月18日 至 2014年9月16日	自	2014年9月17日 至 2015年3月16日
営業収益				
有価証券売買等損益		16,846,121		20,132,618
営業収益合計		16,846,121		20,132,618
営業費用				
受託者報酬		42,022		47,386
委託者報酬		910,395		1,026,631
その他費用		32,357		36,423
営業費用合計		984,774		1,110,440
営業利益又は営業損失()		15,861,347		19,022,178
経常利益又は経常損失()		15,861,347		19,022,178
当期純利益又は当期純損失()		15,861,347		19,022,178
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		2,132,521		948,906
期首剰余金又は期首欠損金()		23,344,259		38,362,876
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,658,107		8,742,848
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8,658,107		8,742,848
剰余金減少額又は欠損金増加額		7,368,316		5,163,083
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		7,368,316		5,163,083
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		38,362,876		60,015,913

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第17期	第18期
	自 2014年3月18日 至 2014年9月16日	自 2014年9月17日 至 2015年3月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2014年3月16日が休業日のため、当計算期間期首は2014年3月18日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第17期	第18期
	(2014年9月16日現在)	(2015年3月16日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	96,206,778円	95,505,681円
期中追加設定元本額	28,862,032円	16,681,440円
期中一部解約元本額	29,563,129円	12,633,911円
2. 受益権の総数	95,505,681口	99,553,210口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第17期	第18期
	自 2014年3月18日 至 2014年9月16日	自 2014年9月17日 至 2015年3月16日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	1,482,545円	1,442,554円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	12,246,281円	16,630,718円
収益調整金額	37,903,927円	45,919,101円
分配準備積立金額	25,043,545円	34,048,076円
本ファンドの分配対象収益額	76,676,298円	98,040,449円
本ファンドの期末残存口数	95,505,681口	99,553,210口
1口当たり収益分配対象額	0.802845円	0.984804円
1口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 2014年 3月18日 至 2014年 9月16日	第18期 自 2014年 9月17日 至 2015年 3月16日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 自 2014年3月18日 至 2014年9月16日	第18期 自 2014年9月17日 至 2015年3月16日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 (2014年9月16日現在)	第18期 (2015年3月16日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	14,683,909	19,225,987
合計	14,683,909	19,225,987

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第17期 (2014年9月16日現在)	第18期 (2015年3月16日現在)
1口当たり純資産額	1.4017円	1.6029円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	G S 外国株計量運用ポートフォリオ マザーファンド	72,102,115	160,679,563	
合計			72,102,115	160,679,563	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「GS 外国株計量運用ポートフォリオ マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2014年9月16日現在)	(2015年3月16日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		409,707,440	501,666,216
コール・ローン		47,605,346	70,348,295
株式		18,833,863,264	20,681,691,366
投資証券		326,756,002	614,486,879
派生商品評価勘定		7,735,850	19,177,783
未収入金		1,440,622	299,926
未収配当金		41,682,967	38,747,365
未収利息		45	53
差入委託証拠金		7,201,412	2,751,956
流動資産合計		19,675,992,948	21,929,169,839
資産合計		19,675,992,948	21,929,169,839
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		38,971	-
未払金		-	27,430,868
未払解約金		-	4,461,932
流動負債合計		38,971	31,892,800
負債合計		38,971	31,892,800
純資産の部			
元本等			
元本		10,168,626,468	9,826,184,229
剰余金			
剰余金又は欠損金()		9,507,327,509	12,071,092,810
元本等合計		19,675,953,977	21,897,277,039
純資産合計		19,675,953,977	21,897,277,039
負債純資産合計		19,675,992,948	21,929,169,839

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2014年3月18日 至 2014年9月16日	自 2014年9月17日 至 2015年3月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	株式、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2014年9月16日現在)	(2015年3月16日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	13,913,406,850円	10,168,626,468円
期中追加設定元本額	20,992,440円	12,036,783円
期中一部解約元本額	3,765,772,822円	354,479,022円
期末元本額	10,168,626,468円	9,826,184,229円
元本の内訳		
GS外国株式インデックス・プラス	69,691,644円	72,102,115円
GS グローバル・バランス・ファンド2 (適格機関投資家専用)	1,688,587,172円	1,399,988,636円
GS グローバル・ダイバーシファイドVA (適格機関投資家専用)	251,060,473円	222,116,200円
GS外国株計量運用ポートフォリオ(少人数私募)	8,159,287,179円	8,131,977,278円
2. 受益権の総数	10,168,626,468口	9,826,184,229口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2014年 3月18日 至 2014年 9月16日	自 2014年 9月17日 至 2015年 3月16日
1．金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2．金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は株式及び投資証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、株式関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2014年9月16日現在)	(2015年3月16日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	1,177,705,270	1,808,274,751
投資証券	6,818,131	1,928,682
合計	1,184,523,401	1,810,203,433

(注) 当親投資信託の計算期間は、原則として、3月17日から翌年3月16日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	種類	(2014年9月16日現在)				(2015年3月16日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引								
	買建	276,765,441	-	284,462,320	7,696,879	317,220,238	-	336,398,021	19,177,783
	合計	276,765,441	-	284,462,320	7,696,879	317,220,238	-	336,398,021	19,177,783

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2014年9月16日現在)	(2015年3月16日現在)
1口当たり純資産額	1.9350円	2.2285円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	種類	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
米ドル	株式	BAKER HUGHES INC	8,417	58.87	495,508.79	
		CAMERON INTERNATIONAL CORP	18,989	43.01	816,716.89	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	25,103	13.80	346,421.40	
		EXXON MOBIL CORP	38,065	83.87	3,192,511.55	
		HESS CORP	1,650	69.00	113,850.00	
		HOLLYFRONTIER CORP	1,553	39.12	60,753.36	
		MARATHON PETROLEUM CORP	12,624	96.20	1,214,428.80	
		SPECTRA ENERGY CORP	30,949	33.80	1,046,076.20	
		TESORO CORP	9,165	86.23	790,297.95	
		VALERO ENERGY CORP	22,534	58.53	1,318,915.02	
		ALCOA INC	65,614	13.57	890,381.98	
		DOW CHEMICAL CO/THE	25,887	47.05	1,217,983.35	
		INTERNATIONAL PAPER CO	19,291	54.69	1,055,024.79	
		NUCOR CORP	2,616	46.79	122,402.64	
		RIO TINTO PLC-SPON ADR	7,830	41.90	328,077.00	
		3M CO	12,738	162.74	2,072,982.12	
		BOEING CO/THE	1,627	151.57	246,604.39	
		DANAHER CORP	14,920	85.20	1,271,184.00	
		GENERAL DYNAMICS CORP	8,362	132.19	1,105,372.78	
		GENERAL ELECTRIC CO	121,429	25.04	3,040,582.16	
		NORTHROP GRUMMAN CORP	3,670	157.56	578,245.20	
		STANLEY BLACK & DECKER INC	10,263	96.18	987,095.34	
		CINTAS CORP	3,449	82.56	284,749.44	
		ALASKA AIR GROUP INC	13,767	66.66	917,708.22	
		CSX CORP	4,454	34.13	152,015.02	
		DELTA AIR LINES INC	23,228	45.50	1,056,874.00	
		FEDEX CORP	2,768	173.32	479,749.76	
		NORFOLK SOUTHERN CORP	1,100	108.65	119,515.00	
		SOUTHWEST AIRLINES CO	33,684	44.51	1,499,274.84	
		UNION PACIFIC CORP	8,669	114.52	992,773.88	
		DR HORTON INC	2,907	26.35	76,599.45	
		GARMIN LTD	5,147	48.00	247,056.00	
		MOHAWK INDUSTRIES INC	5,367	178.60	958,546.20	
		NEWELL RUBBERMAID INC	9,331	38.60	360,176.60	
TOLL BROTHERS INC	2,866	37.73	108,134.18			
BRINKER INTERNATIONAL INC	6,762	60.73	410,656.26			

通貨	種類	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
		CARNIVAL CORP	32,463	45.33	1,471,547.79	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	8,550	77.55	663,052.50	
		COMCAST CORP-CLASS A	14,311	59.05	845,064.55	
		COMCAST CORP-SPECIAL CL A	974	58.68	57,159.19	
		DIRECTV	1,774	85.18	151,109.32	
		TIME WARNER CABLE	2,410	154.97	373,477.70	
		TWENTY-FIRST CENTURY FOX - B	1,074	32.98	35,420.52	
		VIACOM INC-CLASS B	17,691	68.13	1,205,287.83	
		WALT DISNEY CO/THE	7,059	106.44	751,359.96	
		AMAZON.COM INC	2,089	370.58	774,141.62	
		BEST BUY CO INC	1,574	40.53	63,794.22	
		DOLLAR GENERAL CORP	12,098	74.30	898,881.40	
		FOOT LOCKER INC	8,035	61.31	492,625.85	
		GAP INC/THE	22,420	41.13	922,134.60	
		HOME DEPOT INC	10,502	114.82	1,205,839.64	
		LIBERTY INTERACTIVE CORP-A	25,990	28.57	742,534.30	
		LOWE'S COS INC	27,085	74.16	2,008,623.60	
		CVS HEALTH CORP	22,146	103.26	2,286,795.96	
		WAL-MART STORES INC	20,684	81.90	1,694,019.60	
		WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	17,653	83.72	1,477,909.16	
		ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	22,748	46.30	1,053,232.40	
		PEPSICO INC	14,123	94.32	1,332,081.36	
		KIMBERLY-CLARK CORP	12,778	105.79	1,351,784.62	
		PROCTER & GAMBLE CO/THE	28,150	81.83	2,303,514.50	
		AETNA INC	13,468	104.09	1,401,884.12	
		AMERISOURCEBERGEN CORP	4,770	106.15	506,335.50	
		ANTHEM INC	7,037	150.01	1,055,620.37	
		CARDINAL HEALTH INC	2,719	88.12	239,598.28	
		CR BARD INC	5,730	165.70	949,461.00	
		ABBVIE INC	27,022	58.00	1,567,276.00	
		AMGEN INC	6,472	154.26	998,370.72	
		BIOGEN IDEC INC	4,007	413.35	1,656,293.45	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	8,151	66.87	545,057.37	
		CELGENE CORP	12,814	117.73	1,508,592.22	
		ELI LILLY & CO	1,182	69.89	82,609.98	
		GILEAD SCIENCES INC	17,846	99.61	1,777,640.06	
		JOHNSON & JOHNSON	32,022	99.21	3,176,902.62	
		MERCK & CO. INC.	43,569	56.20	2,448,577.80	
		PFIZER INC	77,418	34.00	2,632,212.00	

通貨	種類	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
		JPMORGAN CHASE & CO	8,560	61.00	522,160.00	
		KEYCORP	36,083	14.51	523,564.33	
		SUNTRUST BANKS INC	23,772	42.43	1,008,645.96	
		AFFILIATED MANAGERS GROUP	406	210.86	85,609.16	
		AMERICAN EXPRESS CO	1,319	80.60	106,311.40	
		AMERIPRISE FINANCIAL INC	2,490	133.36	332,066.40	
		BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	6,323	143.97	910,322.31	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	12,221	80.00	977,680.00	
		DISCOVER FINANCIAL SERVICES	5,544	59.34	328,980.96	
		NASDAQ OMX GROUP/THE	22,139	50.25	1,112,484.75	
		SCHWAB (CHARLES) CORP	31,052	30.34	942,117.68	
		VOYA FINANCIAL INC	8,684	44.64	387,653.76	
		ALLIED WORLD ASSURANCE CO	17,424	40.65	708,285.60	
		ASPEN INSURANCE HOLDINGS LTD	16,304	45.95	749,168.80	
		ASSURED GUARANTY LTD	3,259	26.19	85,353.21	
		REINSURANCE GROUP OF AMERICA	12,670	91.95	1,165,006.50	
		TRAVELERS COS INC/THE	16,740	106.72	1,786,492.80	
		ACCENTURE PLC-CL A	2,034	87.87	178,727.58	
		ADOBE SYSTEMS INC	16,498	77.62	1,280,574.76	
		EBAY INC	21,828	59.07	1,289,379.96	
		GOOGLE INC-CL A	54	553.00	29,862.00	
		GOOGLE INC-CL C	1,552	547.32	849,440.64	
		INTL BUSINESS MACHINES CORP	2,729	154.28	421,030.12	
		MICROSOFT CORP	63,066	41.38	2,609,671.08	
		ORACLE CORP	58,322	42.38	2,471,686.36	
		SALESFORCE.COM INC	8,190	64.60	529,074.00	
		XEROX CORP	73,201	12.75	933,312.75	
		APPLE INC	35,228	123.59	4,353,828.52	
		BROCADE COMMUNICATIONS SYS	13,885	11.96	166,064.60	
		CORNING INC	46,889	23.00	1,078,447.00	
		EMC CORP/MA	45,408	26.00	1,180,608.00	
		FLEXTRONICS INTL LTD	134,207	11.69	1,568,879.83	
		HEWLETT-PACKARD CO	49,427	32.43	1,602,917.61	
		NETAPP INC	12,160	36.81	447,670.40	
		WESTERN DIGITAL CORP	14,999	97.19	1,457,752.81	
		CENTURYLINK INC	27,721	34.42	954,156.82	
		VODAFONE GROUP PLC-SP ADR	43,220	32.37	1,399,031.40	
		WINDSTREAM HOLDINGS INC	44,416	7.54	334,896.64	
		ENTERGY CORP	16,439	74.65	1,227,171.35	

通貨	種類	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
小計		BROADCOM CORP-CL A	3,967	44.27	175,619.09	
		TEXAS INSTRUMENTS INC	23,448	57.11	1,339,232.52	
カナダドル	株式				114,294,007.70	
					(13,875,292,535)	
		CANADIAN NATURAL RESOURCES	3,400	36.48	124,032.00	
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	8,800	86.37	760,056.00	
		CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	300	236.18	70,854.00	
		MAGNA INTERNATIONAL INC	1,500	132.33	198,495.00	
		ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	20,100	46.99	944,499.00	
		JEAN COUTU GROUP INC-CLASS A	2,800	26.04	72,912.00	
		CATAMARAN CORP	18,800	61.70	1,159,960.00	
小計		ROYAL BANK OF CANADA	21,700	75.69	1,642,473.00	
					4,973,281.00	
					(471,367,573)	
ユーロ	株式	K+S AG-REG	32,488	31.51	1,023,859.32	
		UPM-KYMMENE OY	53,637	17.90	960,102.30	
		BOSKALIS WESTMINSTER	8,695	45.63	396,796.32	
		DUERR AG	4,579	101.60	465,226.40	
		OSRAM LICHT AG	10,927	44.71	488,600.80	
		RANDSTAD HOLDING NV	10,565	55.62	587,625.30	
		BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	11,526	119.95	1,382,543.70	
		PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	2,300	89.53	205,919.00	
		RENAULT SA	9,890	89.03	880,506.70	
		AXEL SPRINGER SE	2,611	54.96	143,500.56	
		MEDIASET SPA	52,132	4.25	221,665.26	
		PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG-REG	2,010	46.05	92,560.50	
		WOLTERS KLUWER	21,392	30.74	657,697.04	
		KONINKLIJKE AHOLD NV	43,460	18.13	788,147.10	
		HEINEKEN HOLDING NV	1,013	64.18	65,014.34	
		NUTRECO NV	1,735	45.19	78,404.65	
		BEIERSDORF AG	2,994	80.64	241,436.16	
		FRESENIUS SE & CO KGAA	19,309	54.60	1,054,271.40	
		GRIFOLS SA	3,490	38.84	135,569.05	
		IPSEN	2,601	45.76	119,034.76	
		ORION OYJ-CLASS B	24,045	28.91	695,140.95	
		SANOFI	9,180	89.83	824,639.40	
		BANCO SANTANDER SA	20,960	6.42	134,688.96	
		BNP PARIBAS	10,187	51.68	526,464.16	
		NATIXIS	48,518	6.62	321,189.16	

通貨	種類	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
小計	株式	ALLIANZ SE-REG	6,218	155.50	966,899.00	
		HANNOVER RUECK SE	10,389	92.39	959,839.71	
		MUENCHENER RUECKVER AG-REG	6,606	194.40	1,284,206.40	
		SCOR SE	5,048	30.74	155,175.52	
		ATOS	845	65.72	55,533.40	
		DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	10,502	17.15	180,109.30	
		ELISA OYJ	13,398	24.66	330,394.68	
		JAZZTEL PLC	40,336	12.43	501,376.48	
		ORANGE SA	62,029	15.41	955,866.89	
		ENDESA SA	21,682	17.82	386,481.65	
		DIALOG SEMICONDUCTOR PLC	11,125	43.18	480,377.50	
		INFINEON TECHNOLOGIES AG	61,479	11.18	687,642.61	
		STMICROELECTRONICS NV	25,658	8.78	225,277.24	
				19,659,783.67		
				(2,504,853,037)		
英ポンド	株式	MONDI PLC	53,233	13.40	713,322.20	
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	16,680	26.39	440,185.20	
		BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	37,320	36.44	1,359,940.80	
		IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	26,549	30.96	821,957.04	
		UNILEVER PLC	5,422	28.45	154,255.90	
		RECKITT BENCKISER GROUP PLC	3,968	58.40	231,731.20	
		ASTRAZENECA PLC	9,958	45.57	453,786.06	
		HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	4,622	22.31	103,116.82	
		HSBC HOLDINGS PLC	164,760	5.61	924,797.88	
		ABERDEEN ASSET MGMT PLC	45,269	4.51	204,298.99	
		HENDERSON GROUP PLC	63,732	2.70	172,458.79	
		INVESTEC PLC	17,559	5.68	99,822.91	
		SVG CAPITAL PLC	64,403	5.01	322,659.03	
CATLIN GROUP LTD	35,604	7.00	249,228.00			
PACE PLC	21,550	3.79	81,739.15			
NATIONAL GRID PLC	87,783	8.50	746,769.98			
				7,080,069.95		
				(1,268,252,930)		
小計	株式	ABB LTD-REG	54,528	20.19	1,100,920.32	
		ACTELION LTD-REG	3,709	114.20	423,567.80	
		LONZA GROUP AG-REG	3,654	125.10	457,115.40	
		VALIANT HOLDING AG-REG	724	84.50	61,178.00	
		CREDIT SUISSE GROUP	44,167	25.05	1,106,383.35	
スイスフラン						

通貨	種類	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
小計		BALOISE HOLDING AG - REG	2,526	131.70	332,674.20	
		SWISS LIFE HOLDING AG-REG	587	241.10	141,525.70	
		SWISS RE AG	14,051	91.55	1,286,369.05	
		ZURICH INSURANCE GROUP AG	142	318.60	45,241.20	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	62,439	12.80	799,219.20	
		SWISSCOM AG-REG	1,146	559.50	641,187.00	
		AMS AG	797	46.25	36,861.25	
					6,432,242.47 (777,207,857)	
スウェーデン クローネ	株式	BOLIDEN AB	50,654	166.00	8,408,564.00	
		ELECTROLUX AB-SER B	11,741	259.90	3,051,485.90	
		SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	46,988	208.50	9,796,998.00	
		NORDEA BANK AB	18,704	111.10	2,078,014.40	
		SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	72,448	106.30	7,701,222.40	
ノルウェー クローネ	株式	NORSK HYDRO ASA	106,835	42.30	4,519,120.50	
		YARA INTERNATIONAL ASA	22,057	427.60	9,431,573.20	
		BAKKAFROST P/F	2,527	177.00	447,279.00	
		LEROEY SEAFOOD GROUP ASA	2,861	257.00	735,277.00	
		MARINE HARVEST	36,805	101.40	3,732,027.00	
		DNB ASA	53,008	129.60	6,869,836.80	
		STOREBRAND ASA	31,723	29.11	923,456.53	
					26,658,570.03 (394,546,836)	
デンマーク クローネ	株式	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	10,918	283.60	3,096,344.80	
		AP MOELLER-MAERSK A/S-A	97	14,760.00	1,431,720.00	
		PANDORA A/S	4,017	625.00	2,510,625.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	28,211	337.80	9,529,675.80	
		TRYG A/S	824	833.00	686,392.00	
		TDC A/S	19,873	50.45	1,002,592.85	
					18,257,350.45 (312,018,119)	
オーストラ リアドル	株式	CALTEX AUSTRALIA LTD	8,850	36.11	319,573.50	
		WOODSIDE PETROLEUM LTD	11,551	34.75	401,397.25	
		QANTAS AIRWAYS LTD	164,206	3.06	502,470.36	

通貨	種類	銘柄	株式数	評価額		備考	
				単価	金額		
香港ドル	株式	RAMSAY HEALTH CARE LTD	6,741	64.96	437,895.36		
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP	81,319	5.92	481,408.48		
		NIB HOLDINGS LTD	33,240	3.48	115,675.20		
		小計				2,258,420.15 (209,174,874)	
		HUTCHISON WHAMPOA	92,000	106.10	9,761,200.00		
		YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	38,500	30.85	1,187,725.00		
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	104,000	26.40	2,745,600.00		
		SUN HUNG KAI & CO LTD	130,000	6.79	882,700.00		
		AIA GROUP LTD	91,600	46.65	4,273,140.00		
		HANG LUNG PROPERTIES LTD	231,000	21.75	5,024,250.00		
シンガポールドル	株式	KERRY PROPERTIES LTD	62,000	24.75	1,534,500.00		
		SWIRE PROPERTIES LTD	82,000	24.80	2,033,600.00		
		小計				27,442,715.00 (428,929,635)	
		UNITED ENGINEERS LTD	30,000	2.71	81,300.00		
小計				81,300.00 (7,091,799)			
合計					20,681,691,366 (20,681,691,366)		

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	7,755	730,831.20	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	21,302	407,081.22	
		CROWN CASTLE INTL CORP	3,318	281,731.38	
		EQUITY RESIDENTIAL	3,164	243,691.28	
		HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	23,630	742,218.30	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	13,992	291,033.60	
		PROLOGIS INC	1,274	54,081.30	
		WEINGARTEN REALTY INVESTORS	6,683	234,706.96	
		WP GLIMCHER INC	33,938	561,673.90	
		小計			3,547,049.14 (430,611,765)
ユーロ	投資証券	FONCIERE DES REGIONS	2,227	199,761.90	
		VASTNED RETAIL NV	15,272	674,564.24	
小計			874,326.14 (111,397,893)		
英ポンド	投資証券	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	35,623	285,518.34	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	32,891	53,184.74	
小計			338,703.08 (60,671,882)		
香港ドル	投資証券	FORTUNE REIT	91,000	755,300.00	
小計			755,300.00 (11,805,339)		
合計				614,486,879 (614,486,879)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 116銘柄	97.0%	-	67.2%
	投資証券 9銘柄	-	3.0%	
カナダドル	株式 8銘柄	100.0%	-	2.2%
ユーロ	株式 38銘柄	95.7%	-	12.3%
	投資証券 2銘柄	-	4.3%	
英ポンド	株式 16銘柄	95.4%	-	6.2%
	投資証券 2銘柄	-	4.6%	
スイスフラン	株式 12銘柄	100.0%	-	3.6%
スウェーデンクローナ	株式 5銘柄	100.0%	-	2.0%
ノルウェークローネ	株式 7銘柄	100.0%	-	1.9%
デンマーククローネ	株式 6銘柄	100.0%	-	1.5%
オーストラリアドル	株式 6銘柄	100.0%	-	1.0%
香港ドル	株式 8銘柄	97.3%	-	2.1%
	投資証券 1銘柄	-	2.7%	
シンガポールドル	株式 1銘柄	100.0%	-	0.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2015年3月31日現在)

資産総額	161,296,331円
負債総額	100,165円
純資産総額（ - ）	161,196,166円
発行済口数	99,219,087口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6246円

参考情報

< G S 外国株計量運用ポートフォリオ マザーファンド >

(2015年3月31日現在)

資産総額	22,898,137,504円
負債総額	707,248,046円
純資産総額（ - ）	22,190,889,458円
発行済口数	9,818,251,491口
1口当たり純資産額（ / ）	2.2602円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換え
該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- d その他
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2015年4月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	107	1,490,416,615,109
合計	107	1,490,416,615,109

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第18期 (平成25年3月31日現在)			第19期 (平成26年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			3,799,436			6,190,481	
有価証券			10,197,717			15,497,189	
支払委託金			51			38	
収益分配金		51			38		
未収委託者報酬			1,349,584			1,629,300	
未収運用受託報酬			1,052,020			1,149,245	
未収収益			250,263			90,505	
立替金			58,689			2	
預け金			-			2,290	
繰延税金資産			655,118			810,563	
流動資産計			17,362,882	78.5		25,369,618	88.8
固定資産							
投資その他の資産			4,744,062			3,209,508	
投資有価証券		3,515,336			1,515,755		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1,218,726			1,683,753		
固定資産計			4,744,062	21.5		3,209,508	11.2
資産合計			22,106,945	100.0		28,579,127	100.0

期別		第18期 (平成25年3月31日現在)			第19期 (平成26年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			296			265	
未払金			533,934			539,515	
未払収益分配金		177			203		
未払償還金		72			72		
未払手数料		533,685			539,240		
未払費用			2,373,586			3,077,924	
未払法人税等			678,381			2,327,419	
未払消費税等			99,850			154,504	
流動負債計			3,686,048	16.7		6,099,629	21.3
固定負債							
長期未払費用			3,835,760			5,436,742	
役員退職慰労引当金			222,911			174,176	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			4,059,322	18.4		5,611,569	19.6
負債合計			7,745,371	35.0		11,711,198	41.0

期別		第18期 (平成25年3月31日現在)			第19期 (平成26年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,224,106			15,752,528	
その他利益剰余金		13,224,106			15,752,528		
繰越利益剰余金		13,224,106			15,752,528		
株主資本合計			14,104,106	63.8		16,632,528	58.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		257,467			235,400		
評価・換算差額等合計			257,467	1.2		235,400	0.8
純資産合計			14,361,574	65.0		16,867,928	59.0
負債・純資産合計			22,106,945	100.0		28,579,127	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第18期			第19期		
		自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	金額	構成比	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	金額	構成比
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			10,394,695			13,635,195	
運用受託報酬			5,903,536			9,656,904	
その他営業収益	* 2		5,346,245			6,207,085	
営業収益計			21,644,477	100.0		29,499,185	100.0
営業費用							
支払手数料			4,828,407			6,962,756	
広告宣伝費			356,368			144,681	
調査費			4,843,198			5,933,889	
委託調査費	* 2	4,843,198			5,933,889		
委託計算費			187,048			223,678	
営業雑経費			412,224			461,100	
通信費		254,451			255,040		
印刷費		128,462			177,694		
協会費		29,310			28,365		
営業費用計			10,627,248	49.1		13,726,106	46.5
一般管理費							
給料			6,758,363			7,256,790	
役員報酬		178,109			206,318		
給料・手当		2,621,391			2,653,784		
賞与		1,291,499			1,204,783		
株式従業員報酬	* 1	807,717			1,588,176		
その他の報酬		1,859,646			1,603,726		
交際費			38,921			51,545	
寄付金			19,338			21,662	
旅費交通費			167,344			180,749	
租税公課			49,118			132,233	
不動産賃借料			482,119			563,642	
退職給付費用			843,772			1,238,747	
事務委託費			457,831			381,217	
諸経費			1,084,126			1,348,001	
一般管理費計			9,900,937	45.7		11,174,589	37.9
営業利益			1,116,291	5.2		4,598,489	15.6

経常損益の部
 営業損益の部

期別		第18期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日			第19期 自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額
経常損益の部	営業外収益							
	収益分配金				68,834		104,727	
	受取利息				16,255		17,522	
	投資有価証券売却益				-		320,553	
	為替差益				14,373		-	
	雑益				52		1,661	
	営業外収益計				99,515	0.5	444,464	1.5
	営業外費用							
	支払利息				26		-	
	株式従業員報酬	* 1			257,196		292,295	
	為替差損				-		40,483	
	投資有価証券売却損				-		491	
	営業外費用計				257,223	1.2	333,269	1.1
経常利益				958,583	4.4	4,709,683	16.0	
税引前当期純利益				958,583	4.4	4,709,683	16.0	
法人税、住民税及び事業税				1,030,076	4.8	2,774,220	9.4	
法人税等調整額				373,921	1.7	592,957	2.0	
当期純利益				302,428	1.4	2,528,421	8.6	

（ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

第18期
（ 自平成24年 4 月 1 日 至平成25年 3 月31日 ）

（ 単位：千円 ）

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
平成24年 4 月 1 日残高	490,000	390,000	390,000	12,921,678	12,921,678	13,801,678	52,406	52,406	13,854,085
事業年度中の変動額									
当期純利益				302,428	302,428	302,428			302,428
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							205,061	205,061	205,061
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	302,428	302,428	302,428	205,061	205,061	507,489
平成25年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,224,106	13,224,106	14,104,106	257,467	257,467	14,361,574

第19期
（ 自平成25年 4 月 1 日 至平成26年 3 月31日 ）

（ 単位：千円 ）

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
平成25年 4 月 1 日残高	490,000	390,000	390,000	13,224,106	13,224,106	14,104,106	257,467	257,467	14,361,574
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,528,421	2,528,421	2,528,421			2,528,421
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							22,067	22,067	22,067
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	2,528,421	2,528,421	2,528,421	22,067	22,067	2,506,354
平成26年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,752,528	15,752,528	16,632,528	235,400	235,400	16,867,928

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(2) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成25年3月31日現在)	第19期 (平成26年3月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(損益計算書関係)

第18期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	第19期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)																
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">営業収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">5,294,986千円</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 委託調査費</td> <td style="text-align: right;">4,843,198千円</td> </tr> </table>	営業収益		その他営業収益	5,294,986千円	営業費用		委託調査費	4,843,198千円	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">営業収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">6,098,382千円</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 委託調査費</td> <td style="text-align: right;">5,933,889千円</td> </tr> </table>	営業収益		その他営業収益	6,098,382千円	営業費用		委託調査費	5,933,889千円
営業収益																	
その他営業収益	5,294,986千円																
営業費用																	
委託調査費	4,843,198千円																
営業収益																	
その他営業収益	6,098,382千円																
営業費用																	
委託調査費	5,933,889千円																

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第19期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第18期
(自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の60%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第18期
(自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年 3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,799,436	3,799,436	-
有価証券			
其他有価証券	10,197,717	10,197,717	-
未収委託者報酬	1,349,584	1,349,584	-
未収運用受託報酬	1,052,020	1,052,020	-
投資有価証券			
其他投資有価証券	3,515,336	3,515,336	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	3,799,436	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	10,200,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,349,584	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,052,020	-	-	-	-	-

第19期

（自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第19期
（自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	6,190,481	6,190,481	-
有価証券			
其他有価証券	15,497,189	15,497,189	-
未収委託者報酬	1,629,300	1,629,300	-
未収運用受託報酬	1,149,245	1,149,245	-
投資有価証券			
其他投資有価証券	1,515,755	1,515,755	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	6,190,481	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	15,500,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,629,300	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,149,245	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）					第19期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	3,100,000	3,515,336	415,336	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	1,140,000	1,505,843	365,843
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	10,197,717	10,197,717	-	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託	10,000	9,912	88
						コマー シャル・ ペーパー	15,497,189	15,497,189	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）			売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）		
1,900,000	-	-			2,610,062	320,553	491		

（デリバティブ取引関係）

第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第19期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第19期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付 費用負担金相当額を、退職給付費用として計上してお ります。	2. 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳
繰延税金資産（流動資産）	繰延税金資産（流動資産）
未払費用 592,366千円	未払費用 634,857千円
未払事業税 54,579	未払事業税 165,496
その他 8,172	その他 10,209
小計 655,118	小計 810,563
繰延税金負債（流動負債）	繰延税金負債（流動負債）
小計 -	小計 -
繰延税金資産（流動資産） の純額 655,118	繰延税金資産（流動資産） の純額 810,563
繰延税金資産（固定資産）	繰延税金資産（固定資産）
長期未払費用 1,239,518	長期未払費用 1,702,486
役員退職慰労引当金 80,193	役員退職慰労引当金 70,593
その他 56,884	その他 41,028
小計 1,376,595	小計 1,814,108
繰延税金負債（固定負債）	繰延税金負債（固定負債）
その他有価証券評価差額金 157,869	その他有価証券評価差額金 130,355
小計 157,869	小計 130,355
繰延税金資産（固定資産） の純額 1,218,726千円	繰延税金資産（固定資産） の純額 1,683,753千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 38.01 %	法定実効税率 38.01 %
（調整）	（調整）
賞与等永久に損金に算入されない項目 26.89 %	賞与等永久に損金に算入されない項目 7.42 %
その他 3.55 %	その他 0.89 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率 68.45 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.31 %

<p style="text-align: center;">第18期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第19期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)</p>
<p>3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。</p> <p>4．決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。</p>	<p>3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年 3月31日に公布され、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）により開始され、平成26年 4月 1日に開始する事業年度まで適用される予定だった復興特別法人税が、平成25年 4月 1日に開始する事業年度をもって廃止されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年 4月 1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について従来の38.01%から35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は45百万円減少し、法人税等調整額が53百万円増加しております。</p> <p>4．決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。</p>

〔セグメント情報等〕

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	10,394,695	5,903,536	5,346,245	21,644,477

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
19,592,948	2,051,528	21,644,477

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	13,635,195	9,656,904	6,207,085	29,499,185

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
24,320,243	4,007,386	1,171,554	29,499,185

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第18期
(自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	293 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1)	5,294,986		
							委託調査費の支払(注1)	4,843,198		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等の支払(注1)	2,408,126	有価証券	10,197,717
									未払費用	309,903
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパ ン・ホールディングス 有限公司	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託		従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等の 負担金(注2)		未払費用	1,335,190
							営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	6,694,581 230,495	長期未払 費用	3,706,199
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	20,667 百万ドル	銀行業		現金の預入			現金・預金	579,001

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第19期
（自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	276 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益（注1） 委託調査費の支払（注1）	6,098,382 5,933,889		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等の支払（注1）	2,207,798	有価証券 未払費用	15,497,189 278,488
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス 有限公司	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託		従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等の 負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	8,427,134 272,838	未払費用 長期未払 費用	2,505,305 5,560,064
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	20,667 百万ドル	銀行業		現金の預 入			現金・預 金	1,760,744
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	25 百万ドル	投資顧問業		投資助言	運用受託報酬 （注3）	3,329,598		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下GSJH）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

（注3）運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（1株当たり情報）

第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）		第19期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	
1株当たり純資産額	2,243,995円98銭	1株当たり純資産額	2,635,613円85銭
1株当たり当期純利益金額	47,254円38銭	1株当たり当期純利益金額	395,065円83銭
損益計算書上の当期純利益	302,428千円	損益計算書上の当期純利益	2,528,421千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	302,428千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,528,421千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

1. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第20期中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		9,878,196	
有価証券		11,998,406	
支払委託金		51	
前払費用		2,594	
未収委託者報酬		1,778,887	
未収運用受託報酬		1,742,732	
未収収益		916,423	
繰延税金資産		1,176,557	
流動資産計		27,493,850	88.4
固定資産			
投資その他の資産			
投資有価証券		1,686,101	
長期差入保証金		10,000	
繰延税金資産		1,923,888	
投資その他の資産計		3,619,989	
固定資産計		3,619,989	11.6
資産合計		31,113,839	100.0

区分	注記 番号	第20期中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
預り金		347	
未払金		569,506	
未払費用		3,916,909	
未払法人税等		1,585,632	
未払消費税	* 1	236,540	
流動負債計		6,308,935	20.3
固定負債			
長期未払費用		6,798,036	
固定負債計		6,798,036	21.8
負債合計		13,106,972	42.1

区分	注記 番号	第20期中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
		金額	構成比
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		16,839,904	
利益剰余金合計		16,839,904	
株主資本合計		17,719,904	57.0
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		286,962	
評価・換算差額等合計		286,962	
純資産合計		18,006,867	57.9
負債・純資産合計		31,113,839	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第20期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
		金額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		6,999,852	
運用受託報酬		4,738,635	
その他営業収益		3,063,757	
営業収益計		14,802,245	100.0
営業費用及び一般管理費		12,572,441	84.9
営業利益		2,229,804	15.1
営業外収益	* 1	46,240	0.3
営業外費用	* 2	245,503	1.7
経常利益		2,030,541	13.7
税引前中間純利益		2,030,541	13.7
法人税、住民税及び事業税		1,577,847	10.7
法人税等調整額		634,682	4.3
中間純利益		1,087,376	7.3

重要な会計方針

項目	第20期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第20期中間会計期間末 (平成26年9月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第20期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
* 1 営業外収益のうち主要なもの	有価証券分配金	27,748千円
	受取利息	9,606千円
	為替差益	6,396千円
* 2 営業外費用のうち主要なもの	株式従業員報酬	245,364千円

（リース取引関係）

第20期中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（金融商品関係）

第20期中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、中間貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	9,878,196	9,878,196	-
有価証券			
その他有価証券	11,998,406	11,998,406	-
未収委託者報酬	1,778,887	1,778,887	-
未収運用受託報酬	1,742,732	1,742,732	-
投資有価証券			
その他有価証券	1,686,101	1,686,101	-

金融商品の時価の算定方法

投資有価証券以外の上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券につきましては、投資信託のため、直近の基準価額によっております。

（有価証券関係）

第20期中間会計期間末（平成26年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	1,225,000	1,671,024	446,024
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	15,230	15,076	153
	コマーシャル・ペーパー	11,998,406	11,998,406	-

（デリバティブ取引関係）

第20期中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第20期中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1．製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	6,999,852	4,738,635	3,063,757	14,802,245

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
12,151,285	1,948,257	702,703	14,802,245

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

第20期中間会計期間 （自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日）	
1株当たり純資産額	2,813,573円00銭
1株当たり中間純利益金額	169,902円56銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載してありません。	
（ 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎）	
中間損益計算書上の中間純利益	1,087,376千円
1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,087,376千円
差 額	- 千円
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

（ 重要な後発事象）

第20期中間会計期間（自平成26年 4月 1日 至平成26年 9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1)委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2)本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2013年12月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAM ニューヨーク）	276.2百万米ドル （29,109百万円。 1米ドル = 105.39円）	GSAMニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

(2014年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2014年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
損保ジャパンDC証券株式会社（注1）	3,000百万円	
SMB C日興証券株式会社（注2）	10,000百万円	
マネックス証券株式会社（注2）	12,200百万円	
野村證券株式会社（注2）	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

（注1）確定拠出年金のみのお取扱いとなります。

（注2）新規の申込みのお取扱いはいりません。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

GSAMニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より世界株式（除く日本）および為替の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A Mニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用することおよび本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 投資信託説明書（交付目論見書）または投資信託説明書（請求目論見書）である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引業者登録番号
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
- (3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月15日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS外国株式インデックス・プラスの平成26年9月17日から平成27年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS外国株式インデックス・プラスの平成27年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。